

副議長（高橋賢治君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 社民党議員会の澤村であります。本日最後の質問者、10番目ということで、さきに出ました質問とかなり重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただいで3点について質問させていただきたいというふうに思います。

まず、質問の1点目は、統合庁舎の建設についてであります。

今回、議論を加速させるために、たたき台を提示することを勇断されたことに対しましては心から敬意を表したいというふうに思います。

昨日の我が会派の帯刀会長の代表質問、あるいはきょうの先輩議員の皆さんの一般質問にあったように、少なくともこれまで市民の代表16名による射水市統合庁舎建設等検討市民懇話会、そして12名の委員による射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会による議論の積み重ねがあったはずというふうに思います。

昨日の答弁で、今回のたたき台は、市民懇話会の提言内容に反するものではない。あるいは基本構想策定委員会の議論は決して軽視するつもりではなく十分考慮すべきである。しかるべき時期が来た際には、この議論を踏まえながら、庁舎整備の基本構想や計画に反映されるよう議論を深めていきたいというふうに述べられました。

しかしながら、今回提示されましたたたき台については、どこで、だれとだれが議論して、どういうふうに決めたという経過が全く見えませんので、市民懇話会あるいは基本構想策定委員会での議論と切り離されたものという印象があります。当局サイドにとっては、本当に不本意でありました新聞報道もありまして、これまで議論に参加してこられた市民の代表、あるいは有識者の皆さん、その議論を見守ってこられました多くの市民の皆さんには何の前触れもなく突如として浮上してきた案として映っているのではないのでしょうか。

そこで、このたたき台を定めるに至った手順や過程について、できるだけ明快にかつ詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

そして、最終的にどの案に落ちつこうとも、新庁舎が建設されるのであれば、そこで市民サービスを提供していくのは言うまでもなく市の職員の皆さんです。もしも、現場を一番よく知る彼らへの説明あるいは意見聴取をせず蚊帳の外に置いたままにすれば、これからのモチベーション、いわゆる士気にもかかわってくるということになるかと思いますが、このことについてもあわせてお伺いしたいというふうに思います。

今回2つの案が提示されたわけではありますが、多くの市民の方から、金額や経費ばかりが強調されており、9万4,000射水市民の一体感をより深めるためにはどうすればいいのかという観点が欠落しているのではないかという御意見をちょうだいいたしました。庁舎を建設することによって地域間の溝が深まるような不幸な結果を招くことは絶対に避けなければなりません。

例えば、これから斎場あるいはごみ焼却施設といった公共インフラの整備をやらなければいけないと思いますが、これが前に進まないというような、行政運営自体に支障が生じるような事態になるよりは、多少の経費がかさんだとしても、少しでも多くの市民が納得できる選択をするほうが射水市全体の将来のためになると私は考えます。

目には見えない地域間の垣根、これを少しでも低くして一体感をより深め、射水市の潜在力の発揮をしていくためにも、庁舎のほかのインフラ整備も視野に入れて、まさに市民の皆さんに見える、わかる、わかり合えるように庁舎の建設の議論を進めていくべきだと考えますが、この点に関して当局の見解をお伺いいたします。

次に、質問の2点目であります。地域公共交通の拡充についてであります。

先に質問されました点と重複する部分があるかと思いますが、この点につきましては、さきの3月議会で私が質問したところ、国が検討している交通基本法の趣旨を踏まえて、市の総合的な交通体系のあり方を研究してまいりたいという御答弁をいただきました。

その後、去る6月であります。国土交通省は、交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方(案)を発表いたしました。それによりますと、全国的に地域公共交通が危機的な状況に陥っていることをかんがみ、いわゆる交通弱者を含めたすべての国民に移動の権利を保障することが交通基本法の根幹であり、地域の実態に合うように、地域公共交通を維持・再生し、活性化していくことが必要としています。

しかしながら、具体的な国の支援策については、住民、自治体、交通企業などの地域の関係者による地域の協議会の自主的な取り組みに対して一括して交付する仕組みに改めるといふふうにしております。このことから、これからの具体的な地域公共交通の維持・再生については、地方自治体が非常に重要な役割を担わざるを得ないと考えられますが、この点についての当局の見解をお伺いいたします。

また、来年には、海王丸パーク周辺に「きっときと市場」がオープン、平成24年ごろには新湊大橋の完成が予定されています。このことから海王丸パーク周辺は射水市の観光拠点となることが期待されるわけです。平成26年には北陸新幹線の東京・金沢間の開業が予定されております。新幹線の新高岡駅でおりられた観光客の皆さんが、できるだけストレートに海王丸パーク周辺に輸送され、新湊のきっときとの魚を堪能して、海王丸や新湊大橋、あるいは遊覧船に乗って内川周辺を観光するといった仕掛けづくりが大変重要であるといふふうと考えられます。射水市民にとっては住んでよし、観光客の皆さんにとっては訪れてよしの交通体系の整備が重要といふふうと考えられますが、この点についての当局の方針もあわせてお伺いいたします。

最後に、質問の3点目は、樹木保存法に基づく保存樹の指定についてであります。

去る3月議会で、これまで暫定施行されておりました新湊市緑化推進条例が廃止となりました。私も賛成に挙手をした一人ですが、その後、そのことについて市民の方々から御意見をちょうだいし、私自身の考え方を改め、反省しているというところでございます。

そもそも条例廃止の趣旨は、条例制定後の緑化推進に関する法整備等がなされ、条例の果たすべき役割は終わったからというものでありました。しかし、この条例で規定されていた保存樹木の指定に関する上位法令、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、いわゆる樹木保存法と言われておりますが、これは依然として有効であり、美観風致を維持するため必要があり、一定の基準に該当する樹木を保存樹として指定することを自治体に促しております。

この精神にのっとり、お隣の富山市あるいは高岡市は、合併してもなお、市全域に保存樹の指定制度を拡大して運用しておられます。また、かつて新湊地域で保存指定されていた樹木の所有者あるいは団体のところに私は全部お伺いして、その後の様子を拝見させていただ

きました。1件については、既に2006年ですか、台風によって倒壊していました。それ以外のところでは、指定されていた樹木にまつわる歴史についてこんこんと説明して下さった方、あるいは枝の剪定や害虫駆除など維持することの苦勞について切々と訴えられる方、おいそれと処理できなくなるから二度と指定はしてくれるなど、お話はさまざまでありましたが、いずれも人間の小ささを教えてくれるような大木ばかりであり、その姿に感動を覚えさせられました。中でも一番印象に残ったのは、鳥のふんをめぐって周辺住民とのトラブルが生じており、かつて指定されていた樹木を切ってしまうべきか、それとも残すべきか家族で真剣に悩んでいるという、まさに身につまされるようなお話でありました。

市当局は、それこそ簡単に、地域住民等がみずから保存していくように努めていただきたいというふうにおっしゃられますが、現実はこのままです。市民の皆さんに地域に根差した歴史ある樹木を保存するよう啓発していくのも自治体の重要な役割であると、今も樹木保存法は説いているのではないかと私は考えさせられました。

こうした緑や自然を大切にすることを後世にどう継承していくべきなのか、当局の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

副議長（高橋賢治君） 当局の答弁を求めます。

小井市長政策室長。

〔市長政策室長 小井雄三君 登壇〕

市長政策室長（小井雄三君） 議員御質問の1点目、統合庁舎についてお答えいたします。

まず、たたき台を定めたプロセスについてでございますが、今回のたたき台につきましては、射水市統合庁舎建設等検討市民懇話会からの提言内容や、庁内組織である射水市統合庁舎建設調査委員会で積み重ねてきました資料なども再度見直しし、改めて庁舎に関する考え方を整理し提示したものであります。

また、小島議員にもお答えしましたとおり、現在の社会経済状況や本市の現状を踏まえた上で、庁舎整備に当たっては幾らかかるかではなく、幾らかけられるかという考え方から、可能な限り経費節減を念頭に多方面から検討を重ねたものであります。

庁舎の整備は、本市の最重要課題の一つであり、当然のことながら今回のたたき台は庁議において協議をした上で提示したものであります。なお、今後議論が深まる中でさまざまな検討項目が出てくるものと考えられますが、これまでどおり関係部局との協議や意見調整を十分に行い、進めてまいりたいと考えております。

なお、帯刀議員の代表質問で市長がお答えいたしました。今後庁舎の整備方針が決定した場合には、射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会での議論についても軽視することなく、その検討過程も十分に踏まえながら次の段階に進んでまいりたいと考えております。

次に、一体感をより深めるための選択をすべきではとの御質問にお答えいたします。

今回の2案につきましては、多方面から検討を重ねた結果御提示したものであり、決して経費面のみ強調しているものではありません。また、庁舎整備の方針を考える上で、市民の一体感の醸成も考慮すべきポイントと認識しておりますが、これも昨日の代表質問で市長がお答えいたしましたとおり、市民の利便性の確保、既成市街地の維持・活性化、合併特例事業債の効率的な活用などといった判断ポイントを重視しながら、また今回御指摘にありました庁舎以外のインフラ整備も視野に入れながら議論を進めてまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘のとおり、庁舎の整備によって地域間の溝を生むようなことがあってはならず、より多くの市民が納得できる結論を導き出すことが必要と考えております。そのためにも、まずは今回の2案をたたき台として議論を深めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

副議長（高橋賢治君） 坂井市民環境部長。

〔市民環境部長 坂井敏政君 登壇〕

市民環境部長（坂井敏政君） 議員御質問の2番目、地域公共交通の充実についての1点目、6月に国土交通省が発表した交通基本法の制定と、関連施策の充実に向けた基本的な考え方を受けての本市の基本的な考え方についてお答えいたします。

交通基本法の趣旨などにつきましては、議員が述べられたとおりであり、主なポイントとして、1、移動権の保障と支援措置の充実、成熟社会にふさわしい持続可能な新しい交通体系の構築、2、交通体系、まちづくり及び乗り物、三位一体の低炭素化の推進、3、地域の活力を引き出す交通網の充実、にぎわいのあるまち並みと幹線交通網の連携などが挙げられております。

国土交通省では、来年の通常国会に法案と関連施策の充実策をあわせて提案したいとしており、市といたしましては、交通基本法の趣旨に沿って公共交通の整備・拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、議員御質問の2点目、新幹線新高岡駅から海王丸パーク周辺への輸送体系の整備方針につきましては、議員が述べられたとおり、平成23年には「きつときと市場」がオープン、平成24年には新湊大橋の完成予定、そして平成26年には北陸新幹線の開業が予定されており、これらのことから数年後、海王丸パークの観光事情は一変すると思われれます。しかしながら、今後、いかに人の流れを効果的に本市に呼び込むかにかかっていると云っても過言ではありません。

今議会には、万葉線沿線に点在している観光資源を活用した新たな観光ルートの開発などのため、万葉線利用促進事業として145万8,000円を補正予算に計上しております。

以上、総合的な公共交通体系の一層の整備につきましては、関係部局による庁内検討委員会を設置して検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

副議長（高橋賢治君） 竹内産業経済部長。

〔産業経済部長 竹内直樹君 登壇〕

産業経済部長（竹内直樹君） 御質問の3点目、保存樹の指定についてお答えをいたします。

議員の御発言にもありましたように、ことし3月の市議会において保存樹を指定した新湊市緑化推進条例を廃止させていただきました。この条例は、緑化とその保全及び市民の健康で文化的な生活を確保する目的で、昭和48年に制定されましたが、条例で規定する活動が花と緑の銀行の活動と重複すること、他の法律がこの条例を上回る規定を定めるようになったこと、また、保存樹の指定が旧新湊市だけに適用されており、公平性に欠けることなどによ

り、暫定条例であったこの条例の存続する意味がなくなったということで廃止したものであります。

この結果、7本の保存樹の指定を解除することになりましたが、市としては保存樹指定の有無にかかわらず、地域住民に長年にわたり親しまれている各地の樹木は地域のシンボルとして守り続けられるものと考えております。したがいまして、樹木の保存も含め、緑や自然を大切にする心の後世への継承につきましては、地域の花と緑の銀行の緑化活動や、子供たちが学校や地域での行事あるいは遊びを通して、地域の自然に数多く触れることにより徐々に醸成されるものと考えておりますので、今後とも関係者の御理解と御協力をよろしく願いいたします。